〔歴史随想〕

歴史における個の発展

原田敏丸

私は幼少の頃、テストのために否応なしに要求された暗記力を必要とする歴史の勉強はあまり好むところではなく、従って成績も決して良いとはいえなかった。やや長ずるに及んで、あらゆる社会科学の基礎にそれぞれの分野の歴史認識が必須のものであることを知り、歴史それも最も身近な日本史こそ当面自分の力を注ぐべき学問分野であると考えるようになった。歴史を研究して一体何が知りたかったのかというと、そこに登場してくる多くの人間や、その人々が形成する社会がどのような生き方・動き方をするのか、ということであった。そして古い時代の人々の生きざまや社会の在り方が、今日の我々にとっていかなる意味を持つのだろうか、ということが私の青年時代の最大関心事であった。その頃、素朴な人間性を端的にとらえ得るのは、歴史の中でも原始古代にしくものはないということを聞いた。私の研究が最初日本古代社会史・経済史の分野から始まったのは、このような理由からであった。

やがて近世経済史を志す人々に囲まれる環境を得て、私も近世史に研究の重点を移すことになった。古代史をすっかり諦めたわけではなかったが、人間性を学ぶ上においては、実は研究対象にする時代は古代でも近世でも何れでもよかったのである。その頃の私には歴史を発展的・体系的に理解しようとする姿勢は欠如していたようである。

近世史を学び始めたのは、大分に勤務していた頃であるが、それ迄は一、二の優れた研究を除いては、未だ本格的な研究の対象になっていなかった日田幕領を手始めに近世史研究に着手することとした。豊後日田には江戸時代、幕府代官（郡代）がおり、九州の幕領を管轄していて、その関係で掛屋が発達し、商業・金融の中心地となっていたから、日田幕領は近世経済史研究の恰好の対象となったわけである。旧掛屋の広瀬家には幾日も泊めて頂き、蔵の中に所蔵されていた同家累代の古文書を座敷一杯にならべ、毎日朝から晩まで分類整理にあたった。三度の食事も家族の一員として同じ食卓で談笑とともにとらせて下さった当時の御当主故広瀬正雄氏（日田郵便局長から衆議院議員のち郵政大臣）に対しては、私の近世史研究への船出を支援して下さった恩人として、懐かしさに堪えない。また私が勤務していた学部には古文書を読める人がいなかったから、古代史とは著しく異なる史料の読解には苦しんだ。そこで毎週必ず一～二日は当時大分市史編纂室におられた故久陀羅木儀一郎氏を訪れ、御指導を乞うた。煩をいとわず懇切丁寧に導いて下さった同氏がもう一人の恩人である。温厚篤実でおだやかな風貌が忘れられない。

その後滋賀県の彦根に勤務するようになり、私には近江という最適の研究の舞台が与えられた。昭和二〇年代末から三〇年代の頃のことであるが、当時の勤務校では中近世史料を中心とした史料の調査・収集事業が始まっており、私がその実務面を担当することとなった。早速滋賀県下の各大字を片端から訪問して、史料の調査を始めた。いわゆる点や線ではなくて面の調査である。一定の範域についての徹底した調査からは、きっと何かが得られると思ったからである。経済史の研究にはいろいろなやり方があろうが、私の場合は問題をさきに立てて、そのための史料を探すというのではなくて、先ずは利用し得る史料にいかなるものがあるかということをつきとめた上で、その中から経済史研究上興味が持てるテーマを組み立てるというものであった。近江の場合、土地柄商業史料もあったが、量的には圧倒的に農村史料が豊富であった。そこで当面の研究領域を近世の農村史に見定めた。その際、素朴な人間性を端的にとらえ易いのは、近世史の中では都市や商業よりも農村や農業の側面ではなかろうかと考えたのは、かつて古代史を研究分野として選んだ時と同様であった。

そこで滋賀県下の村々の面的な調査が始まったが、ここ

でも奇特な支援者に恵まれた。当時神崎郡五個荘町在住の故岡考寛氏である。同氏はもと電気技師であったが、仕事の関係で県下の各地を訪れることが多く、各地の古文書史料の残存状況に明るく、日曜日ごとに案内の労を惜しまれなかった。同氏なくして近江の史料をくまなく捜索するという事業を軌道に乗せることはおそらく実現しなかったであろう。思えば私の近世史研究の着手には、実に多くの方々の御恩をこうむっているが、岡考寛氏も正しくそのお一人である。私の山割制度の研究が五個荘地方から始まったのもそのせいである。当時五個荘地方の古文書はほとんど町内各大字の区有文書となっていた。岡氏の導きにより、各大字を訪ねて調べている間に、この地域ではほとんどの大字で今日なお山割の慣行を有し、しかもそれらの多くが江戸時代に由来して、かなりの古文書を残していることを知り得た。

山割制度とは村の総有に属する林野を一定の慣行・規則のもとに村民が分割利用するという制度である。この山割が長期にわたって行われてくると、村民の土地に対する権利が次第に強くなって、遂には割当てられた山、すなわち割山が村民各戸の私有地化するに至る。近代は私的土地所有に基づく経済が基本であるが、耕地の私的土地所有の成立過程をあとづけることはかなり困難であると思っていた。その矢先山割制度に遭遇して、耕地では研究の困難な私的土地所有の成立過程が、林野については山割制度の推移の中に少なくともその一面を見ることができるのではないかと気がついたのである。以来十年程は滋賀県五個荘地区から始まって全県下に及び、更には全国的に山割制度に関する史料を求めて調査・収集に努めることとなった。拙著『近世入会制度解体過程の研究』はそのささやかな成果であるが、この中で林野の個人的私的土地所有の成立過程の一側面に触れることができたと思っている。

私は個別的実証的な研究は、史料を積み重ねて何らかの事実を明らかにするにとどまらず、その人の歴史観もっと言えば世界観・人生観につながるものでなければならないと考えてきた。そのためには実証研究によって明らかにされた事実は、原始時代から近現代さらには未来にわたる人間の長い歴史のなかでどのような意味を持つものなのかということを考えなければならない。

原始社会においては、人間生活のあらゆる分野（政治・経済・宗教等々）にわたって、個別的なものが家にしろ個人

にしろ自立性を持たず、全体社会の中に包みこまれていた。各個別に対する全体社会の拘束力が極めて強固であって、全体社会が持っている共同性が個別の個性的な機能に対して圧倒的に優越した力を持っていた。もっと厳密にいえば、原始社会では全体社会・共同体あるのみで、そこには社会的機能としての個性的な個別の働きは存在しなかった。これに対して、近代社会は人間生活のあらゆる分野にわたって個人主義に立脚している。近代の経済は個人の職業選択の自由をはじめ、個人を主体とする売買（労働力の売買を含めて）および営利活動等経済活動一般の自由に基づいて成り立っている。個人を中心にした利己心の経済的側面における発現が、近代資本主義においては、本来個人を主体にした自由競争の原理となって現れる。このような論旨はこれまでの学説史のなかで枚挙にいとまがない程見られるところであるが、ここでは一々言及する煩を避けることとする。政治的な分野についてみれば、近代的政治理念においては、国民の参政権は成人の一人一人個人に対して認められるべきものであり、特定の階級の家長のみに認められた封建時代のそれとは明確に一線を画するものがある。また近代法においては、個人を法的権利義務の主体とみなしており、団体組織もこれに自然人としての個人の人格を法的に付与することによって、一定の法的権利義務の主体とみなしている。極端な場合についていえば、夫婦・親子でも他人として取り扱う考え方こそが近代法の基本理念である（明治期の民法典論争参照）。宗教の面について一言ふれておくと、宗教改革は宗教的個人主義の運動であるといわれるように、教会や教皇の権威によって救われるのではなく、ましていわんや免罪符等を媒介として救われるものではなくして、人間個々の魂が神を直接的に信頼することが信仰であり、その信仰によってのみ神の救いが与えられるという主張をもっていた。このような宗教改革運動は個人を伝統や慣行から解放し、また個人をして自ら考え、自らの意志をもって行動するという方向へ赴かしめようとする近代への一般的傾向の一部であり、一面であるにすぎない。このようなわけで、私は宗教改革から生まれる合理主義的生活態度や禁欲主義よりも、むしろ個人主義思想が近代社会の本質につながる歴史的意義を重視したいと考えるようになった。

ここでは極めて大まかなことしかいえないが、原始社会と近代社会との直接的対比により、全体社会の中に個が埋

没していた社会から、最も個別の個性が発展した状態を示す個人主義を原理として成り立つ社会へという人間社会の歴史の基本的動向を見出すことができるのではないかと考え及ぶに至った。そして私が追究してきた山割制度はその基本的動向が進行する一つの局面を示すものではないかと考えたのである。以来人間社会における個の発展、すなわち全体社会の中で、個別がその個性を強めてくる過程を追究してみた。結論的なことをかいつまんで述べてみると、個の発展はこれを実際の歴史に即していえば、社会の個別的生活主体（機能）の分化・成長ということになる。その現象形態としては、村→大家族→小家族→個人という変化になる。しかしながら歴史の発展がこの個別化だけですべてであるとすれば、極端に個別化が進んだ我々の社会の行き着く先は、無政府的な社会でしかあり得ない。この点に関しては、英国の歴史家E・H・カー（Edward Hallett Carr）が「文明人に比べると、未開人は個人であることが少なく、社会によって完全に作り上げられている、……個人化の増大というのは、現代の進歩した社会の必然的産物であり、……けれども、この個人化の過程と社会の威力および結合力の増大との間に対立関係を設定するとしたら、それは大変な思い違いでしょう。……現代の国民社会がその個々のメンバーの性格や思想を作り上げる力……が仮にも未開種族の社会の力より弱いなどと考えるとしたら、それは危い話でしょう。」（清水幾太郎訳『歴史とは何か』四二～三頁）と警告を発している。このカーの指摘は、実に示唆に富むものであって、人間社会の歴史はさきに述べた個別的生活主体（機能）の分化・成長すなわち個別化と矛盾しない形で、他方においては総体的統制主体（機能）の拡大・強化の方向を発展させていると見なければならないのである。その現象形態は村→古代国家→封建国家→近代国家という姿をとるが、その具体的様相については、稿を改めて述べることとしたい。

こうして私は研究の初期に手がけた近世の山割制度に歴史の基本的動向の一断面を見、それをおしひろげて原始から近代にいたる人間社会の歴史の変化の基本的動向をとらえてみようとした。現代は個人主義の近代に対して、個別化がさらに進んだものと把握することによって、現代社会における諸現象を理解し、今後の社会の進む方向を模索しようというのが今日の私の問題意識である。

（はらだ　としまる・大阪大学名誉教授）